教育施設・児童福祉施設等の整備・改修の技術的支援業務
エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
物品:物品・委託 その他
🤄 施設整備及び改修業務においては、整備計画を進める際の複雑さや難
易度が高まってきており、事業の長期化や緊急的な課題に対応するため
の改修が増えているなどの課題を抱えている。
所管課である子ども施設課内における技術職員の不在やノウハウの不
足を補うために、民間の建築・設備等専門技術者による相談・支援体制を
つくり、専門的業務の調査や資料作成・アドバイス支援等の技術の提供
を受ける。
1. プロポーザル年度 令和4年度
(令和5年3月27日付4千子子施発第906号 令和5年度開始)
2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号
3. 継続年数 2年
4. 評価 良好な業務成績のため
業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を
契約の相手方に指定する。
名 称 明豊ファシリティワークス 株式会社 ,
住 所 千代田区平河町二丁目7番9号 /
令和 6 年 4 月 / 日
9,066,750 円 (消費税を含む) ※統領単 は契約のため、契約金額は支出限度額
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
子ども部 子ども施設課
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

515

件 名	教職員向け勤怠管理システム保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	教職員向け勤怠管理システムの安定的な稼働が可能となるよう保守 を行う。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度(令和4年6月29日、4千子指
	導発第 339 号)
·	2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4
	号
	3 継続年数 3年
	4 評価 業務成績の評価も良好であるため、引き続き令和6年度に
	おいても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 富士通 Japan 株式会社 東京公共ピップネス 新お部
	所 在 地 東京都港区東新橋一丁目5番2号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 月 日
※ 契約金額	21,683,640 円 (消費稅至合乙)
契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	九段小学校・幼稚園総合管理業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概 要	九段小学校・幼稚園の安全・良好な環境の保持のための総合維持管理
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成
	19 年 12 月改訂)に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争
	により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成
	績は良好なため、概ね同条件、同金額で、令和6年度に限り契約の相
	手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 秀光
	住 所 東京都葛飾区堀切五丁目7番1-409号
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 / 日
※ 契約金額	70,863,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい ます。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	九段小学校給食調理業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度(令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社東洋食品 住 所 東京都台東区東上野1-14-4
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額	28,743,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	九段小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業
	終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供
	するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う
選定理由	実施場所である九段小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併
	設され、その運営を下記事業者が行っている。
	放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるもの
	の、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体
	業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履
	行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、
	経費の節減ができるなど有利と認められる。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール
	住 所 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5 F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,094,830 ※ 統御 郷契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

334

件 名	九段上集会室機械警備業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品 :物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段上集会室における災害・犯罪・事故等を未然に防止するととも
	に、緊急時における迅速な対応を図り、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため有線通報設備による警報ができる機械式警備機器
	を設置し監視を行う。
選定理由	本集会室は、平成7年から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っ
	ている。
	この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務
	成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、
· .	引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に
	指定する。
契約の相手方	名 称 綜合警備保障株式会社
	住 所 東京都港区元赤坂一丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫機械警備業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	三崎町中継所及び飯田橋車庫における火災・盗難その他の事件事故
	を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・
	地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報がで
	きる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	三崎町中継所は東京都からの移管(平成12年)以前から、飯田橋車庫
	は平成12年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行って
	いる。
	 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務成績は
	良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き
	円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
4	1718な自ゅ来のとかれた。 1 に来省を天が21日子がに指定する。
 契約の相手方	
	住 所 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	/,610,40 ^O 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	九段中等教育学校 学校管理システム保守業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	学校管理システム用ハードウェア及びソフトウェアの保守
選定理由	1.プロポーザル年度: 平成 28 年度
	(平成 29 年 3 月 8 日付 28 千中等シ発 557 号 平成 30 年度開始)
	2.該当:千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号
	3.継続年数:7年
	4.更新: 令和 4 年 1 月 20 日付 3 千指業委第 13 号 「指名業者選定委員
	会」承認
	 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を
	契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 エスエイティーティー株式会社
	住 所 東京都千代田区神田三崎町一丁目3番12号
	水道橋ビル8階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,065,700 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	都市計画情報提供システム保守・運用業務及び研修業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
概要	本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市
	計画情報提供システム」(以下、「本システム」という。)を保守・
,	運用するものである。
	あわせて、システムを有効活用することを目的として操作方法を
,*	広く環境まちづくり部職員に習得させるための操作研修を実施す
	る。
選定理由	1 導入年度 平成 28 年度
	下記業者は、本システムの開発業者である。運用・保守及び操作
	研修を実施するにあたり、既設の機器、設備、情報処理システム等
	と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確に
	なり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難にな
	る等、業務の履行を達成できないものである。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ESRIジャパン株式会社
	住 所 〒102-0093 千代田区平河町 2 - 7 - 1
※ 契約年月日	令和 6 年 千月 1 日
※ 契約金額	5,346,000円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の6第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

·	村印随息笑約理田青
件名	(仮称) 神田錦町三丁目施設整備等業務にかかるモニタリング支援業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
 概 要	(仮称) 神田錦町三丁目施設の DBO 事業者が区に提出するセルフモニ
	 タリング計画書および提出状況・要求性能確認書並びにその他募集要項
	等において定める各業務に関する提出書類について、区が実施する確認
	に関して、専門的知見から助言等を行う。
選定理由	本業務は、令和4年度及び令和5年度に契約した「(仮称)神田錦町三丁
	目施設整備に係るアドバイザリー業務」を引き続き、令和5年度にプロポ
	ーザルで選定した DBO 事業者の履行状況に関するセルフモニタリングの実
	施支援を行うものである。そのため、本業務実施にあたっては、これまで
	得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つことが極めて重要であり、
	本業務はこれまでのコンサルティング業務と密接不可分の関係にある。
	下記業者は「(仮称)神田錦町三丁目福祉施設整備事業手法検討調査業務」
	(令和2年度)及び「(仮称)神田錦町三丁目施設整備に係るアドバイザリ
	一業務」(令和3、4、5年度)の受託者であるため、当該整備予定施設の
	整備状況を熟知しており、それを踏まえてのアドバイザリー業務が可能で
	ある。また、当該施設整備に関する区の検討状況等も十分に把握している
	ため、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った資料作成や事例
	検討が担保できるとともに、事前準備等の履行期間の短縮が考えられ、業
	務品質や経費面においても有利と認められる。令和4、5年度の業務成績
	も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 株式会社日本総合研究所
	所 在 地 : 東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号
※ 契約年月日	令和 6年4月1日
※ 契約金額	/0,450,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 障害者福祉課・高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
	·

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

	19 时间之间
件 名	「おがちよ教育交流事業」補助業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	「おがちよ教育交流事業」の実施にあたり、乗船券、宿泊施設等の
	手配を委託する。
選定理由	2011 年の小笠原諸島の世界自然遺産登録によって、小笠原を訪れ
	る観光客は増加しているが、現地の宿泊施設やエコツアー等のガイド
	事業者数は、世界自然遺産登録以前から横這いの状況が続いている。
	このため、本事業実施時期である繁忙期における団体客の宿泊施設及
	びガイド事業者の確保は非常に厳しい状況となっている。
	特に、夏休みの期間は、一年の中でも特に来島客が多い繁忙期であ
	り、また、本事業は、スタッフを含めた参加人数が 20 名を超える規
	模となっているため、小笠原の団体旅行の取扱実績のある旅行会社等
	を通じて現地事業者との交渉にあたる必要があるが、現地事業者の手
·	配について実績のある旅行会社の数は少ない。さらに、現地でのプロ
	グラム等を決定するにあたり、業者と綿密な連携が必要であり、本土
	(区部)に事務所を置く旅行会社は、下記の1社のみとなっている。
	このことから、下記の事業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社ナショナルランド
	住 所 港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー3 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月/ 日
※ 契約金額	子, 390,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和6年8月31日まで
担当課	千代田区教育委員会事務局 子ども部子ども総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

·	
件 名	AI 活用相談支援サービスの利用
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概要	職員の相談対応業務の作業の効率化や情報共有の支援のため AI 活
	用相談支援サービスを利用する。
選定理由	本業務における AI 活用相談支援サービスのシステムは、下記事業
	者が令和5年度に指名競争入札で落札し、システム導入を行った。現
	行システムの利用にあたっては、既設の機器、システムと密接不可分
	の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、障害
	発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履
	行が達成できない。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アイネス 公共営業者
	住 所 東京都港区港南一丁目9番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	(, 452,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	LINE セグメント配信システム保守運用業務
種類類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	LINE セグメント配信システムの保守運用を行い、円滑な情報発信と ユーザーが快適に情報を受け取れる体制を維持管理する。
選定理由	下記事業者は、LINE セグメント配信システムを設計・開発をした 事業者であり、本システムの保守業務については、既設のシステム と密接不可分の関係にあり、システム開発者以外に履行させた場合、 責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理な
	どの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,947,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	PMO神田須田町清掃業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概要	PMO神田須田町2~4階の執務室環境維持のため、清掃業務を実
	施する。
選定理由	PMO神田須田町2~4階の清掃業務については、賃貸借契約書及
	び館内規則の諸規定に基づき、同施設の所有者である野村不動産株式
	会社が指定する業者に請け負わせることとしている。
	以上の理由により、野村不動産パートナーズ株式会社を契約の相手
	方として指名する。
契約の相手方	名 称 野村不動産パートナーズ株式会社
	住 所 中央区日本橋室町一丁目 13 番 7 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 (日
※ 契約金額	9,307,100 ※ 統価 脈契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども部 指導課 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

	1
件 名	いきいきプラザー番町高齢者住宅生活協力員業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤
	立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、いきいきプラザー番町の指定管理者かつ一番町特別養
	護老人ホームの運営法人である。また、本高齢者住宅は、いきいきプ
·	ラザー番町の建物内にある。そのため、同一法人に委託することによ
	り夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速
	で細やかな対応が可能となる。以上の理由により、下記業者を契約の
	相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 カメリア会
	住 所 東京都江東区亀戸3丁目36番5号
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額	2,885,960 円 (消費税を含む) ※ 終係見何 契約のため、契約金 額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部(住宅課)
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
·	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	いずみこども園給食調理業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	いずみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度(令和5年度開始)
	2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号
	3. 継続年数2年
	4. 評価 良好のため
	 5. 評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定す
	る。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス
	住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,451,20/ 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

/tl. #	
件 名	インターネット行政情報サービス(iJAMP)の利用
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件の	み)
概要	区の事務事業の推進や政策立案等に役立てるため、区職員が業務用
	PC 端末から最新の行財政ニュース、官庁ニュース等を閲覧できる行政
	情報サービスを利用する。
選定理由	区の事務事業の推進や政策立案にあたっては、中央官庁や、他の地
	方公共団体等に関する最新情報を把握する必要がある。
	「iJAMP」は、中央省庁や地方公共団体の動向、政治・行政・社会
	ニュース等を行政職員向けにリアルタイムで配信するサービスであ
	る。中でも、同社の「官庁速報」は、記事の9割以上が新聞やインタ
	ーネット等のマスメディアには配信されていない専門的な行政ニュ
	ースであり、国や地方自治体の広範にわたる政策情報等を日刊で配信
	するこのサービスを提供しているのは、当該業者のみである。
	また、「iJAMP」は優れた画面構成や操作性で扱いやすく、庁内職員
	が操作に習熟しており、業務上必要な情報を十分に得ることができる
	ものである。
	よって、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手	方 名 称 株式会社 時事通信社
※ 契約年月	日 令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,131,900 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当制	果 政策経営部 企画課
根拠規程	世 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施等支援業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事物 品:物品 委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	千代田区は、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスタープラン」
	を基に、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策
	定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開している。
	本業務は、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインに基づき、実施地域に
	適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォーカブルなまちづくりの取
	組みの企画・実施及び効果検証をするものである。
,	
722 1 700 1	
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度
	(令和4年3月31日付4千環景都発256号 令和5年度開始)
	2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号
	3 継続年数 2年
	4 評価 良好な業務成績のため
	業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の
	相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人計量計画研究所
	住 所 新宿区市谷本村町2-9
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 日
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
·	0.0040.600
※ 契約金額	22979,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

[○] この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

^{○ ※}印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	お茶の水小学校 樹木(ウメノキ・サトウカエデ・ソメイヨシノ)
	復植後維持管理及び接ぎ木苗管理業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品·香託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	お茶の水小学校・幼稚園新校園舎は数年間の施設整備期間を経て令
	和6年1月に竣工し、同年4月より運用が開始される予定である。
	施設整備にあたっては、一部の樹木の移設を行い、新校園舎竣工に
	合わせ校舎敷地への埋め戻しを行った。
	埋め戻された樹木はまれに根付かず枯損することがあり、特に丁寧
•	な管理が必要であることから、施設の総合管理業務とは別に維持管理
	を実施する。
	さらに、枯損した場合に備え、代替となる接ぎ木苗(ウメノキ)の
	維持管理を行う。
選定理由	本件は、お茶の水小学校施設整備に伴う移設樹木の埋め戻し後の維
·	持管理及び接ぎ木苗の維持管理を行うもので、樹木が校舎敷地に根付
	くまで安定した環境での生育が必要である。
	下記事業者は、平成30年度入札手続きにより「ウメノキ根回し作」
	業及び接ぎ穂採取並びに接ぎ木苗維持管理」業務を受託、続いて令和
	元年度「樹木移設作業及び管理業務」、令和2~5年度「樹木及び接ぎ」
	木苗管理業務」、令和5年度「樹木復植外業務」を受託した業者であ り、本件樹木の接ぎ木苗(ウメノキ)を自社管理しているため、本業
	一多を委託できる唯一の業者である。以上の理由から、下記業者を契約
	の相手方に指定する。
±7% 0 10 T 1	
契約の相手方	名 称 株式会社 富士植木
	住 所 東京都千代田区九段南四丁目1番9号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 月
※ 契約金額	(1.683,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	お茶の水小学校給食調理業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品 :物品・ ② 記 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	お茶の水小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度(令和6年度開始)
A	2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号
	3. 継続年数 初年度
	4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指
	定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 スエヒロ
	住 所 東京都中央区銀座 6-14-20
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1日
※ 契約金額	24, [90, 320 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい ます。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

_		1.000 48 - 1.000 40 - 1
件	名	お茶の水小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種	類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
		物品:物品・委託 その他
工事		
(工事第	を件のみ)	
概	要	お茶の水小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、
		授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を
		提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定	理由	実施場所であるお茶の水小学校には、民設民営の学校内学童クラブ
		が併設され、その運営を下記事業者が行っている。
		 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるもの
	•	 の、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体
		 業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履
-	ř	 行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、
		経費の節減ができるなど有利と認められる。
		以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
+11.64	- 1 1.	
契約0 	り相手方	名 称 株式会社エデュケーショナルネットワーク
		住 所 千代田区富士見二丁目 11 番 11 号
※ 契約	为年月日	令和 6 年 4月 日
※ 契約		22.876、700 ※統領後 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約	期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担	当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠	見規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	ガスコージェネレーション保守点検業務(九段小他2施設)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	九段小学校、神田一橋中学校、麹町保育園に設置されたガスコー
	ジェネレーション(ジェネライト)保守点検業務
選定理由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。
	2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密
	接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、
	故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務
	履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱
	いにあたっては特に専門的な技術を要する。
·	以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 企画部
	住 所 港区海岸1-5-20
※ 契約年月日	令和 【年 千月 【日
※ 契約金額	794,/68 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	キャッシュレス決済端末運用保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区施設の窓口において、各種手続の申請や施設の使用にあた
	り発生する費用について、区民の利便性向上のため、キャッシュレス
	決済が可能となる端末等(以下「キャッシュレス決済端末」という。)
	を導入している。本業務は、導入機器の運用・保守、指定納付受託業
	務を行う。
選定理由	
	1 プロポーザル年度 令和3年度
	(令和4年3月7日 3千政IT発第237号 令和4年度開始)
	2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第
	4号
	3 継続年数 3年
	業務成績は良好であるため、プロポーザルによって選定された下記業
	者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 大和ハウスフィナンシャル株式会社
	住 所 大阪府大阪市中央区北浜東4番33号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,438,120 ※ 発向単仮契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	13 門を2000 ノベル・エロ 目
件,名	コオーディネーショントレーニング指導業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	コオーディネーショントレーニングの指導を委託する。
	コオーディネーショントレーニングとは、脳科学や運動生理学の見
	地から開発され、脳、神経及び筋などの機能を開発・改善することで
	子どもの体力向上や健康増進が期待できるトレーニングである。
	下記業者は、東京都教育委員会とともに平成 25 年度からコオーデ
·	ィネーショントレーニングの実践研究を進めており、平成 28 年度か
選定理由	らは継続して東京都教育委員会が指定した地域拠点校(都内区立幼稚
	園、小学校及び中学校)を対象にコオーディネーショントレーニング
	指導を行う実績ある団体である。千代田区でも平成 28 年度から東京
	都コオーディネーショントレーニング地域拠点校として、下記業者が
	※続して派遣指導を行ってきており、指導の一貫性を保ち、幼児、児
	 童及び生徒の混乱を防ぐ点からも同一団体からの指導が適当と考え
	る。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
	名 称 特定非営利活動法人
契約の相手方	日本コオーディネーショントレーニング協会
	住 所 東京都江戸川区東葛西 6-4-10-201 /
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額 ※	¥ 3,080,000 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和 7年 3月 31日
担当課	千代田区教育委員会事務局子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい ます。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	ごみ収集業務等に係る労働者の派遣
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ等の収集、狭小路地引き出
	し、その他関連・付帯する業務に係る労働者の派遣を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度
	令和3年度(令和4年度~開始)
	(令和4年3月23日付3千環千清発第534号)
	2 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号
	3 継続年数 3年
	4 評価
	業務成績が良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定
	する。
契約の相手方	名 称 株式会社 三幸コミュニティマネジメント
	住 所 東京都板橋区中丸町51-10 BROOKS中丸7階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	30,057,019 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号
	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	17 中风心人们在山自
件 名	シルバートレーニングスタジオ運営業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	主体的に運動を続けることが困難な高齢者の外出を促し、体力が低
	下していても安全に運動できる機会と地域活動・社会参加に関する情
	報を提供することで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため
	のネットワークづくりを目指す。
選定理由	千代田区社会福祉協議会は、地域福祉推進を目的とする団体とし
	て社会福祉法第 109 条に規定された区内唯一の法人であり、これまで
	も各種機関と連携しながら、地域住民のニーズや困りごとに対する支
	援活動を継続的に行ってきた。
	また、区立高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」の指定
	管理者として施設運営や区内高齢者を対象とした事業運営等に携わ
	ることで、千代田区の地域性や高齢者支援に関する課題も共有できて
	いる。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称:社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会
	住 所:東京都千代田区九段南1丁目6番10号
	かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	27,816,039 ※総領軍価 契約のため、契約金 額は支出限度を ● (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	セーフティネット保証認定申請・融資相談等窓口業務
 種 類 	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
\$	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概 要	社会状況としては新型コロナウイルス感染症の影響からやや脱却
	しつつあるが、ウクライナ情勢や円安による物価高騰などの影響によ
	り中小零細企業の経営環境は依然として厳しい状況のままである。こ
•	うした状況に対応するため令和2年に開始された、中小企業信用保険
	法第2条に基づくセーフティネット保証認定が、現時点でも引き続き
•	実施されている。
	この認定業務の受付には、窓口での適切な相談対応が不可欠である
	ため、千代田区内の中小企業の実態を把握し、平素から経営相談を行
<i>j</i> .	っている中小企業診断士に業務を委託する。
選定理由	商工観光課の窓口には、セーフティネット保証認定申請を行う中小
	企業者が未だ多く来訪している状況である。また、区内事業者の相談
	内容は、ITやマーケティング、コンサルティング等の専門的知識を
	持った者でなければ対応できないものも少なくない。こうした多種多
	様な経営相談に適切に対応するためには、専門的知識を有する中小企
	業診断士を引き続き配置して、認定申請・融資受付及び相談業務にあ
	たる態勢を整える必要がある。
	下記事業者は、現在区が実施する中小企業者向け無料経営相談の相
	談員として中小企業診断士を派遣しており、また、過去にも区内中小
	ビル実態調査や、商店街振興組合の決算分析業務等の受託実績がある
\$	ことから千代田区の中小企業の実態に精通しており、かつ、一定数の
	中小企業診断士を速やかに調整、配置する業務に対応することができ
	る区内唯一の団体である。
	以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 : 一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会
	住 所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目21番地 /
	ちよだプラットフォームスクエア 1215
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 / 日
※ 契約金額	12,936,000 ※ 済(を 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)

契約期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日 まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	13 17 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13
件 名	バリアフリーマップ作成及び職員研修実施業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	高齢者や障害者等の社会活動への積極的な参加を目的とし、区内の
	歩道状況等の情報を提供するため、バリアフリーマップの日本語版を
	作成・更新する。
	また、区職員を対象とした歩道状況等の情報収集を研修として実施
	し、バリアフリー社会実現の必要性について理解促進に努める。
選定理由	本業務で作成するバリアフリーマップは、平成 25 年度から下記法
	人が実地計測・調査を行って作成しており、道路の傾斜や幅等まで掲
	載している地図はほかにはない特徴である。
	また、実地踏査による地図情報の収集ノウハウを職員研修に活用で
	き、さらに研修で収集した歩道状況等の情報をバリアフリーマップの
	作成・更新に活かすことができるのは、下記事業者に限られる。
	掲載情報の更新は、地図情報の特許権や著作権、その他排他的権利
	を有する下記法人にのみ行える業務である。
	以上の理由により下記法人を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人リーブ・ウィズ・ドリーム
	住 所 東京都千代田区外神田三丁目5番13号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1日
※ 契約金額	3,209,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 福祉総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
件 名	ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業関連業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	民間事業者の電話対応や書類審査事務のノウハウを活用し、もって子育
	てサービスの充実を図ることを目的に、ベビーシッター利用支援事業関
	連業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度
	(令和5年11月24日 5千子児家発0661号)
	2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号
	3 継続年数 初年度
	プロポーザルにより選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 株式会社パソナライフケア
	所 在 地 : 東京都港区南青山3-1-30
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	/6 _/ / 0 年, 0 0 0 ※終俗学は 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	ポンプ所保守点検業務(第803号)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	西神田仮排水機所の排水設備機器保守点検及び非常時の運転管理
選定理由	1. 設置 昭和 59 年
	2. 本案件の保守対象機器は、(株)クボタが製作施工した機器である。
	3. 本業務における機器、設備の維持管理で、設備の維持管理業務に
	ついては、この機器の設計製作詳細内容(機器内部構造等機密部分詳
	細図面)及び点検業務に伴う数値資料等が、(株)クボタ及びメンテナ
	ンス部門を継承しているクボタ環境エンジニアリング(旧クボタ機
	工(株)) 以外に、保持されていないため、同一の者以外では責任区
	分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの
	対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。以
	上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名: クボタ環境エンジニアリング株式会社
	所在地: 中央区京橋2丁目1番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日 /
※ 契約金額	5,028,100 ※終心を何契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	マイナンバーカード交付予約システム運用保守業務
	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品 :物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ) 概 要	マイナンバーカード交付予約システムの円滑な運用および安定的な
	稼働維持のため、当該システムの運用保守業務を実施する。
選定理由	本システムは下記業者が当区仕様にシステムをカスタマイズしてお
	り運用保守業務を実施している。本システムの運用保守業務について
	は既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任
	が不明確になるほか、故障時の原因究明、故障修理などが困難になる
	など、業務の履行が達成出来ない。
	以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社
	所在地 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
	丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,546,128 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい ます。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	17中拠点大利性田省
件 名	マンション管理計画認定制度に関する事務業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下、「法」とい
	う。)に基づく千代田区マンション管理適正化推進計画が令和5年4
	月1日に施行された。区内の分譲マンションの管理組合を対象に、計
	画に基づくマンションの管理計画の認定申請(以下、「管理計画認定」
	という。)に係る審査事務及び制度の周知、並びに事前相談、受付、
	手数料の収納等を行う。また、管理計画認定制度の普及およびマンシ
	ョン管理適正化推進に向け、マンション管理業者を対象とした区の認
	定制度の内容および手続き等に関する勉強会を実施する。さらに、区
	から法第5条の2に基づく助言指導を受けたマンション管理組合等
	に対し、当該マンション管理組合が実施した助言指導内容の確認及び
	助言指導に対する報告を区へ行う際の添付資料等の確認を行う。
選定理由	1 事業目的及び必要とする条件等
	本件は法に基づく管理計画認定を行うため、認定審査事務の審査業
	務等を行うものである。本業務を受託するには、法第5条の12に基
	づく指定認定事務支援法人として指定を受けている者に限られる。
	2 選定理由
	 本業務を行うために十分な適格性を有するものの指定要件について
	は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の12の規
	定に基づく指定認定事務支援法人の指定に係る基準」(令和5年2月
	22 日4千環住宅発第 755 号) に定めており、本指定要件に該当する
	のは下記法人のみである。よって以上の理由から、下記法人と契約を
	行う。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 まちみらい千代田
	住 所 千代田区神田錦町3-21
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,457,000 ※ 終病後 ※契約のため、契約金額は支出限度額 ※ 36000000000000000000000000000000000000
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

担当課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	安全・安心パトロール業務
 種 類	工事: 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
(本)	物品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪等を未然に防止し、併せて生活環境を改善することを目的に、区内の巡回パトロールを契約期間内の毎日24時間実施
選定理由	1. プロポーザル年度:令和5年度 (令和6年3月5日付5千地安生発第236号 令和6年度開始) 2. 該当:千代田区プロポーザル方式業者選定要綱第8条第6号 3. 継続年数:初年度 4. 評価:プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約 の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シンテイ警備株式会社 住 所 中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	173,659,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	安全生活課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
○ ヶの理由書け 「	公共工事の入村及び契約の適正化の促進に関する注律」に定める

[○] この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める 公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれ ています。

^{○ ※}印を示した項目については、契約担当課で記入します。

一—————————————————————————————————————	
件 名	医務薬事統合システムの保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	千代田保健所における医務薬事統合システムが正常に利用できる
	ように運用保守業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 27 年度
	 (平成 27 年 1 月 28 日付 26 千保生衛発第 458 号 平成 27 年度開始)
	 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4
	号
· ·	
	3. 継続年数 10年
	4. 評価 良好な業務成績のため
	5. 更新 令和元年 12 月 17 日付 31 千指業委第 13 号「指名業者選
	定委員会」承認
	業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者
	を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所
	住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5
	太陽生命大宮ビル5F
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額	1,502,688 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

<u> </u>	17 中风心大小工口目
件 名	営繕積算システム賃貸借
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他(賃貸借)
工事場所	
(工事案件のみ)	
	東京23区で統一した工事経費を算出し、23区内での工事経費積
Hom and	算額の不均衡を無くすとともに、積算業務の合理化・省力化を図る
概要	トレース (「RIBC2」) のライセンスの貸与と新
	年度単価等のデータ購入を行う。
1.	
	導入年度 平成 20 年度
	営繕工事経費積算は、東京都財務局で示される工事積算単価及び仕
	様を使用して積算するものであり、下記の事業者がシステムを開発
選定理由	し提供している。このため、システム開発、統一データ提供など全
	ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。
·	以上の理由から、下記事業者を契約相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
文 が3ックイロ ー ブ3	住 所 東京都港区西新橋3-25-33 フロンティア御成門
※ 契約年月日	令和 6年 4月 1日
※ 契約金額	/,056,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれ ています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	屋外広告物等実態調査業務(屋外広告物及び看板等の安全推進)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品・物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	屋外広告物の掲出実態を調査し、未申請物件の申請促進及び、許可
	基準不適合物件と落下等の公衆に危害を及ぼす恐れのある物件の是
	正指導を行うための基礎資料を作成する。また、区で運用する占用総
	合管理システム(以下、「本システム」という。)に得られた情報を反
	映し、データの更新作業を実施する。
選定理由	屋外広告物等実態調査は現地に出向き、直接、対象となる広告物を
	視認・観測し、安全性について判断するとともに未申請物件の確認を
	行うものである。平成31年度から令和2年度にかけて実施した前回
	調査から5年経過したことから再度実施する業務である。
	 安全点検は、基本的に視認により安全性を確認するため、判断をす
	 る上での基準・尺度のありかたや技術的な力量等が調査結果に大きく
	 影響する。よって、同一精度での継続的な実施が求められる本調査に
	おいて、前回調査からの経過観測の診断精度や業務全体の品質を担保
	するためには、同一事業者により実施することが望ましい。
	また、本調査の実施においては同事業者が開発し、区が導入する本
	システムで管理されているデータを活用し、適宜データを更新するこ
	とが求められる。よって、本システム下において区と同一条件での作
	 業を求められる本調査は、下記事業者以外への委託が不可能である。
	以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称株式会社ヤチホ
)(m3 v) H 1 /3	AL MAZZILIA
	住 所 東京都新宿区市谷本村町3-22
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額	39,53年,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで
担当課	千代田区環境まちづくり部環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ○※印を示した項目については、契約課で記入します。

	村叩飑忌天剂垤田音
件 名	河川管理用船舶の借り上げ(第716号)
 種 類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託・その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	河川管理用船舶を借り上げて河川施設及び道路橋等調査並びに
,	河川不法投棄物等の除去作業に使用する。
選定理由	神田川・日本橋川は、首都高速道路や鉄道・橋梁等の構造物が河
	川内に錯綜しており、干潮河川の為、潮位による河川の状況変化も
	 著しい。加えて神田川では、川幅が狭い中、ゴミ運搬船の運航や屋
	形船の停泊など、船舶の航行に注意を要する都市河川である。
	このような河川状況の中で、死魚や浮遊物の除去、護岸や橋梁の
	緊急点検など、迅速な対応が必要である。
	このため、常時、調査船・作業船を保有し、これらを30分以内
	に配船する必要がある。
	契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満た
	すことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たす
	ものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に限られ
	る。
	以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称:東京シップサービス株式会社
	住 所:港区海岸三丁目1番3号
※ 契約年月日	令和 6年 4月 1日
※ 契約金額	2,587,728 円 (消費税を含む)
契約期間	※ 資料 契約のため、契約金額は支出限度額 令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含ま れています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	河川情報システム総合保守業務(第810号)
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
1里	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
### ##	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河
概要	川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
	1 本システム、機器及び設備は、株式会社日本エレクトリック・
•	インスルメント(現 ANEOS 株式会社)が開発、設置したものであ
	る。
72 / 1 2	2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と
選定理由	密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確にな
	 り、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難にな
	るなど業務履行が達成できない。
	以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
	名 称 ANEOS 株式会社
型約の相手方 	住 所 目黒区中央町1-5-12
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 / 日
※ 契約金額	5,693,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれ ています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件 名	花小金井運動施設管理受付業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	小平市に設置されている花小金井運動施設管理受付等業務
選定理由	本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」と
	いう。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易
	に従事可能なものである。
	さらに、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職
	業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会
	の発展に寄与する目的で設立されている。
	以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 小平市シルバー人材センター
	住 所 〒187-0031
	東京都小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東内
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,429,270 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	介護保険指定事業者等管理システムクラウド版の保守管理等業 務
	1 分
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品 (委託) その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	千代田区が実施する介護サービス事業所の指定・事業所情報管
	理及び指定事業所への指導監督業務を支援するためのシステム
	の利用契約及びシステム保守管理等
選定理由	下記事業者は、介護保険制度開始当初から事業所管理システ
	│ │ ムを運用しており、東京都においても当該事業者のシステムを │
	使用している。また、平成30年度より東京都と区市町村の共
	 同利用型クラウドサービスを開始しており、運用コスト、指定
	 事業所管理の利便性からも、本業務の相手方として相応しい。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名:株式会社 佐賀電算センター
	所在地:佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7
※契約年月日	令和 √6年 4月 / 日
※契約金額	じ24,040 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	千代田区保健福祉部高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含ま れています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

	14 时 地 心 人 小 工 山 自
件 名	介護予防把握事業
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	区内高齢者に調査票(介護予防の要否を判定する質問紙)を郵送し、
•	返送者のデータを解析して、生活機能の判定結果や介護予防事業参加
	勧奨を通知する。
選定理由	本事業は、平成 21~23 年度に行った東京都包括的支援事業(先
	駆的介護予防事業)の成果を前提にして、平成24年度に開始した。
	本事業は調査票の作成と結果の分析にあたり、専門的な観点から考
	案された質問内容及び解析方法により実施する必要がある。下記業者
	は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯
	一の地方独立行政法人の研究所であり、平成 24 年度以降の分析・実
	施結果・課題を蓄積している。過去の分析結果・課題を本年度の介護
	予防事業実施に役立てていくため、これまでの個人に関する分析の経
	過を踏まえた実施結果・課題が不可欠である。これら、一つ一つの条
•	件については、これを満たすものは複数存在するが、すべてを満たす
	ものが下記事業者に限られる。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
	住 所 東京都板橋区栄町 35-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,086,5/0 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	会館施設予約システム構築及び保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	区民のライフスタイルの多様化や決済手段の多様化、申請書を含むペ
	ーパーレス化が求められる状況が進んでいることや、社会全体でデジタ
	ル化の推進が求められていることから、オンライン化による区民の利便
	性向上、業務効率化などを目的に、令和6年 12 月の稼働を目標に令和
	5年度に引き続き次期会館施設予約システムの構築を行っていく。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度
	(令和5年10月25日付 5千麹町出発第0072号)
	2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第4号
	3 継続年度 初年度
	プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 : 富士通 Japan 株式会社 東京公共ビジネス統括部
	住 所 : 東京都港区東新橋一丁目5番2号
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1 日
※ 契約金額	46,606,230 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日
担当課	地域振興部 麴町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
※ 契約金額契約期間担当課	46,606,230 円 (消費税を含む) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日 地域振興部 麴町出張所

[○] この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に 対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

^{○ ※}印を示した項目については、契約担当課で記入します。

	14 -1-1/2/20/20/1-1-1
件名	会議室予約管理システムの利用
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	会議室予約管理システムを利用する。
選定理由	① 導入時期 令和6年1月23日
	② 継続年数 1年
•	本システムは、下記事業者が令和5年度に指名競争入札で落札し、
	システム導入を行った。現行システムの利用にあたっては、既設の機
	器、システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分
	が不明確になり、また、障害発生時の原因究明・故障修理などの対処が
	困難になるなど、業務の履行が達成できない。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社内田洋行
	住 所 東京都江東区東陽2-3-25往生興和東陽町ビル
※ 契約年月日	令和6年4月/日
※ 契約金額	726,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	会計年度任用職員の勤勉手当支給及び給与改定に係る人事情報総合システム改修業務
種類	委託 .
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	
	①地方自治法の改正により会計年度任用職員に、勤勉手当の支給が可
	能となったことに伴い、特別区では令和6年度から実際に手当の支給
	を行う。
	②令和5年5月2日付総務省の技術的助言により、会計年度任用職の
	給与の改定時期は常勤職員に準ずることとされた。特別区では令和5
	年度から給与の改定時期を常勤職員に準ずることとし、改定差額の支
	給を行う。令和6年度からはシステムで会計年度任用職員の改定差額
	を計算するための改修を行う。
選定理由	本件は、人事情報総合システムの特許権、著作権及びその他の排他
	的権利を有するシステム開発者のみが行うことのできる改造、再構築
	であり、同一の開発者以外の者にプログラム改修等を履行させた場
	合、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。
	以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 :富士通 Japan 株式会社 東京公共 ビジネス 株 括部
	所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	24,710,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

件名	外濠公園総合グラウンド予約システム保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品 委託 その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	外濠公園総合グラウンド予約システムの保守
選定理由	本システムは、平成28年度に公募制指名競争入札により下記業者
	が開発し、平成29年1月から運用を開始したものである。
	導入8年目であり、情報処理システムの維持管理保守で、既設の情
	報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区
·	分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処
	が困難になるなど、業務の履行を達成できない
· ·	よって、下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社ジーウェイブ
	住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3
	幕張テクノガーデンB棟10階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	[,519,980 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

277 4

件 名	外濠公園総合グラウンド利用申込受付等業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品 :物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段生涯学習館において外濠公園総合グラウンドの利用希望者に
	対し、利用者登録受付及び競技場利用の利用予約、抽選等の業務を行
	い、利用者の便宜を図ると共に、外濠公園総合グラウンド利用の円滑
	な管理運営を行う。
選定理由	1 導入年度 平成 19 年度利用受付業務開始
	2 対 象 指定管理者協定第11条に準拠
	3 継続年数 17年 事業実績評価も良好である。
	本業務の受付に関しては、従来から九段生涯学習館を受付・申込会
	場としている。九段生涯学習館の管理運営を行っている指定管理者グ
	ループに履行させることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保で
	きるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連
	する付帯的な業務である。
	以上の事により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション
	住 所 東京都千代田区神田神保町2-30 昭和ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	990,000 円 (消費税を含む) ※総 修を受契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6/号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

# 名 学校生活アンケート「hyper - QU」の実施 **		付叩腿总关剂垤田昔
(工事場所 (工事案件のみ) 「(工事案件のみ) 「(工事業件のみ) 「(工事業のより、「(工事)」 「(工事業件のみ) 「(工事業件を対象に、いじ、いじ、いじ、、にしい、いき、主に、ない、、	件名	学校生活アンケート「hyper - QU」の実施
 物 品:物品・変託、その他 工事場所 (工事案件のみ) 概 要 区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。 選定理由 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 ※ 契約金額	種 類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
(工事案件のみ) 関 区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。 要定理由 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 ※ 契約金額 ※ 契約金額 ※ 資く多 契約のなり、契約金額は、3 出現を抵 令和6年4月1日~令和7年3月31日 日 当 課 子ども部指導課	754	物品:物品・変託、その他
概 要 区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 日 ※ 契約金額	工事場所	
め、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。 選定理由 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社 図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6年4月1日	(工事案件のみ)	
たたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。 選定理由 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	概 要	区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじ
した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。 要に理由 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 6年4月1日 ** 契約金額 契約 期間		め、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあ
を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。		たたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定
選定理由 契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社 図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 6年4月 / 日 ※契約金額 資係を契約のため、契約金額は支出現る極 中 (消費税を含む) 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課		した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒
あって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社 図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 6年4月 月 日 ※契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課		を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。
の条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社 図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 ※契約金額 4、895、400 ※ 資(更 契約のため、契約金額は支出級及復 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課	選定理由	契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要で
じめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 6年4月1日 ※契約金額	,	あって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つ
びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 6年4月1日 ※契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課		の条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したい
るため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきということになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日令和 日年 日日日 ※契約金額 4.895,400 円(消費税を含む) 契約期間 中の一次で表別のため、契約金額は支出限を移向、2000年3月31日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		じめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及
いうことになった。 これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※契約年月日 令和 年 4月 月 日 ※契約金額 ・ 契約金額 ・ 契約金額 ・ 契約金額 ・ 契約金額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		びhyper-QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進す
これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名称株式会社図書文化社 住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6年4月 月日 ※ 契約金額 4,895,400 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課		るため、校園長会でも、hyper-QU調査を全校で実施していくべきと
授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) 契 約 期 間 令和 6 年 4 月 1 日 担 当 課 子ども部指導課		いうことになった。
ンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 日 ※ 契約金額 4,895,400 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担 当 課 子ども部指導課		これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教
者は実施できない。 よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4月 / 日 ※ 契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担 当 課 子ども部指導課		授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコ
よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) ※ 契約金額 今和6年4月1日~令和7年3月31日 担 当 課 子ども部指導課		ンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業
する。 契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和		者は実施できない。
契約の相手方 名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 日 ※ 契約金額 4.895,400 契約助電 今和6年4月1日~令和7年3月31日 担 当 課 子ども部指導課		よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名する
住所東京都豊島区大塚1-4-15 ※ 契約年月日 令和 6 年 4月 / 日 ※ 契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) ※ 契約金額 タ ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク ク		する。
※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 1 日 ※ 契約金額 4.895,400 円 (消費税を含む) ※ 資係 契約のため、契約金額は支出限度額 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担 当 課 子ども部指導課	契約の相手方	名 称 株式会社 図書文化社
※ 契約金額 4,895,400 円 (消費税を含む) ※ 資金契約のため、契約金額は支出限度額 中の行動・契約のため、契約金額は支出限度額 契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課		住 所 東京都豊島区大塚1-4-15
契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課	※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
契約期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日 担当課 子ども部指導課	※ 契約金額	4,895,400 円 (消費税を含む) ※ 逆(で 契約のため、契約金額はも出現点類
	契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
	担当課	子ども部指導課
根拠規程 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号	根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
件 名	環境衛生システム保守業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概要	千代田保健所における環境衛生システムが正常に利用できるように
	運用保守業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度
	(令和2年9月3日付2千保生衛発第326号 令和2年度開始)
	2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号
	3. 継続年数 5年
	4. 評価 良好な業務成績のため
+ . · ·	5. 更新 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下
	記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所
	住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5
	太陽生命大宮ビル5F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 「日
※ 契約金額	1,601,424 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	環境事前協議技術支援等業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物品:物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区環境計画書制度の事前協議の運営を支援することを目的とする。
選定理由	 1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年3月27日付5千環環政発第339号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号
	3 継続年数 初年度 4 良好な業務成績のため プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に 指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設計総合研究所
	住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目 18番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額	6,204,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	,	
件名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給(自家発補給分含む)	
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事	
	物 品:物品・委託、その他	
工事場所		
(工事案件のみ)		
概要	千代田区地球温暖化対策第5次実行計画に掲げる目標を達成する	
	ため、CO2排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を	
	受ける。	
選定理由	電力の調達にあたっては、「千代田区における温室効果ガス等の排	
	出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第2号に	
	基づき事業者を選定する。	
	環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い	
	事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、	
	予算の範囲内の価格で供給できる事業者は限られている。	
	以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称:出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部	
	住 所:東京都千代田区大手町一丁目2番1号	
※ 契約年月日	令和6年4月1日	
※ 契約金額	355,101,592 円(消費税を含む)	
	※単価契約のため、契約金額は支出限度額	
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
担当課	子ども施設課、高齢介護課、住宅課、地域保健課、麹町出張所、富	
	士見出張所、神保町出張所、神田公園出張所、和泉橋出張所、安全	
	生活課、万世橋出張所	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公 表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれ ています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
件 名	議事録作成支援システム保守業務
種類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件の	
み)	
概要	会議や打ち合わせにおいて録音した音声データを基に、音声認識技
	術を実装したソフトウェアにより自動テキスト化(文章化)するシス
	テムの保守業務 (AI エンジンの学習を含む)を行うものである。
選定理由	導入年度:令和2年度
	下記事業者は、本システム及び音響機器を導入した事業者である。
	情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関
	係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発
	生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行
	が達成できない。
	以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 会議録研究所
	住 所 東京都新宿区市谷八幡町 16 番
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	792,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当課	政策経営部 情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- ○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項 目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	議場システム等定期保守点検業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	議会運営に必要な議場システム、委員会室会議システム及び自主放映システムの保守点検業務を行う。
選定理由	本契約は、千代田区議会議場システム、委員会室システム及び自主 放映システムを維持管理するための保守点検業務である。 下記業者は、千代田区役所旧庁舎から現庁舎へ移転した際に、議場 システム等の導入を請け負った業者である。また、議場システムのリ
	プレースを平成 29 年度に、委員会室システム等のリプレースを令和 2 年度に行った際も業務を請け負っていることから現行システムに 精通しており、故障発生時の原因究明、修理対応など迅速に実施する ことが可能である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
 契約の相手方	名 称 株式会社東和エンジニアリング / 住 所 東京都千代田区東神田1-7-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	[, 409, 100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	客引き行為等防止パトロール業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」
	(平成 26 年千代田区条例第7号。) に基づき、区民生活の安全安心を
	確保するため、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等
	をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を継続的に行うこ
· 	とで、安全で快適な都市千代田区の実現を図る。併せて、路上喫煙や
	ゴミのポイ捨て等への指導を行い、地域の生活環境の向上を図る。
選定理由	1 プロポーザル年度:令和5年度
	(令和6年2月7日付 5千地安生発第217号 令和6年度開始)
	2 該当:千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6項
	 3 継続年数:初年度
	3 林林光十数 17月十段
	プロポーザル方式によって選定された下記業者を契約の相手方に
	指定する。
契約の相手方	名 称 シンテイ警備株式会社
	// 元 市京初中市区实宝 T日の采り日
	住 所 東京都中央区新富一丁目8番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	(09,601,855 ※然何何 の契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	地域振興部 安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
※ 契約金額契約期間担 当 課	(09,601,855 円 (消費税を含む) (消費税を含む) (消費税を含む) 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 地域振興部 安全生活課

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

	特可随息契約埋田書	
件 名	旧外神田住宅1・2階部分の権利関係調整業務	
括 拓	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事	
種類類	物 品:物品 委託 その他	
工事場所		
(工事案件のみ)		
	旧外神田住宅(以下「本建物」という。)の1・2階部分で居住や営	
概要	業等を行う権利者(以下「権利者」という。)の転出に伴う所有物の売	
:	買・補償契約等の調整及び支援を行う。	
	本業務は、本建物の1・2階で居住や営業等を行う関係者の権利状	
	況を整理し、低未利用区有財産となっている旧外神田住宅の有効利活	
·	用等に対応できるよう、当該関係者の転出に伴う売買・補償契約の調	·
	整支援業務を行うものである。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	従前資産評価、資産の買取交渉、買取交渉成立後の契約手続支援業	
	務及び円滑な移転先斡旋業務に対応できることが条件となる。	
	下記業者は、昭和36年、1都3県の住宅供給公社が出資し、建設大	
	臣の許可を経て公益法人として設立した。これまで防災機能・良好な	
選定理由	居住整備の確保、土地の合理的利用等を図るため、公共団体と連携し	
	「都市再開発法」による同潤会アパート(大正 12 年関東大震災復興住	
	宅)の建替え等の市街地再開発事業や「密集市街地整備法」による防	
	災街区整備事業などのまちづくりを推進しており、旧外神田住宅と同	
	様に複雑に権利関係の入り組んだ再開発等の事務局として、権利者の	
	生活再建や合意形成を多数行っている。	
	契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たす	
	ことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすもの	
	が複数存在するが、全てを満たすものが1者に限定される。	
	以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。	
 契約の相手方	名 称 一般財団法人 首都圏不燃建築公社	
	住 所 港区芝浦三丁目9番1号 芝浦ルネサイトタワー17階	
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日	
※ 契約金額	3,367,100 円 (消費税を含む 総行政を依契約のため、契約金額	は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日	
担当課	施設経営課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項 目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

		付叩腿总关利垤田音
件名	1	旧箱根千代田荘空き家管理業務
種	頁	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
		物 品:物品·委託 その他
工事場別		
概 男	É	旧箱根千代田荘の空き家管理業務
		・機械警備及び週1回の警備員による巡回
		· 目視点検等施設内部巡回月2回
		・樹木剪定・除草及び害虫駆除
		• 雨水汚水槽点検
	•	• 消防設備点検
		・屋上樋・道路面清掃及び道路面簡易剪定
選定理	±	1. 業務開始 平成 28 年度 (競争入札)
		2. 本業務受託にあたり、施設に警備用機器類を設置し受託先の警
		備センターと結んで警備を行っている。
	İ	この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、また、令和5
		年度の業務成績も良好である。履行の安全と機械警備の機密性・
1.		保安性を確保し、引き続き円滑な管理業務を継続するため、下記
	•	業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手	∌方	名 称 東海綜合警備保障網
i e		
		住 所 伊東市玖須美元和田 716-102
※ 契約年月	日日	令和 6 年 4月 1日
※ 契約金額	頁	4,257,000 円 (消費税を含む) ※ ^{※原説} 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
担当部	果	政策経営部施設経営課
根拠規制	星	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件 名	旧万世橋出張所・区民会館総合管理業務
種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
	物 品:物品・委託、その他
工事場所	
(工事案件のみ)	
概要	旧万世橋出張所・区民会館の安全・良好な環境の保持、快適な施設
	利用のために、総合維持管理を行い、施設・設備の点検及び保守、運
	転、監視、清掃等の各業務を行う。
選定理由	旧万世橋出張所・区民会館及び石丸2号館は、一体の共同建築物で
	ある。このため、一棟の建物を総合的かつ安全な環境と快適な施設利
	用を行うために、施設・設備の点検及び保守、運転、監視等の各業務
	を共同で管理していくための管理規約を定めている。この管理規約第
	4条第2項により、施設設備の保守管理は株式会社石丸本社と同一業
	者に委託することとなっている。
	以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社シミズ・ビルライフケア
	住 所 東京都中央区京橋二丁目10番2号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2, 112, 320 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

牛乳空き紙パック収集運搬業務
エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
物 品:物品 委託 その他
学校給食における牛乳の空き紙パックを各学校から収集運搬する。
下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業
が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ
減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。
学校給食から出る牛乳空き紙パックを各学校から資源として回収し、古
紙事業者に運び込んでリサイクルするため、業者の団体と契約を締結する
ことにより、回収及び資源化を効率的に行うことができる。
契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすこ
とが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数
存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。
以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 -
住 所 千代田区飯田橋2-12-1
令和 6 年 千月)日
4.118,400 ※ 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
子ども部学務課
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

# 名 教育・子育て施設への包括管理委託支援業務 # 類		行叩随思笑約理田書
** 物 品:物品・医託、その他 工事場所 (工事案件のみ) 概要 教育・子育で施設の保守管理業務において、包括管理委託導入に向けた調査検討を行う上で、業務支援及び必要な各種資料等の作成を行う。 選定理由 本業務は、令和5年度:契約番号 62 号「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争人札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4月 月 日 ※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課	件 名	教育・子育て施設への包括管理委託支援業務
工事場所 (工事案件のみ) 概 要 教育・子育で施設の保守管理業務において、包括管理委託導入に向けた調査検討を行う上で、業務支援及び必要な各種資料等の作成を行う。 選定理由 本業務は、令和5年度:契約番号 62 号「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にで受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 日 ※ 契約金額 13/838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	種類	エ 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事
(工事案件のみ) 教育・子育て施設の保守管理業務において、包括管理委託導入に向けた調査検討を行う上で、業務支援及び必要な各種資料等の作成を行う。		物品:物品・委託、その他
けた調査検討を行う上で、業務支援及び必要な各種資料等の作成を行う。 選定理由 本業務は、令和5年度:契約番号 62 号「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名称八千代エンジニヤリング株式会社事業統括本部住所台東区浅草橋5-20-8 ※契約年月日令和6年4月月日 ※契約金額 13/838,000 円(消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
方。 選定理由 本業務は、令和5年度:契約番号 62 号「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状况等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。 併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8 令和6年4月1日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	概要	教育・子育て施設の保守管理業務において、包括管理委託導入に向
選定理由 本業務は、令和5年度:契約番号62号「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名称八千代エンジニヤリング株式会社事業統括本部住所台東区浅草橋5-20-8 ※契約年月日 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで担当課 予ども部子ども施設課		 けた調査検討を行う上で、業務支援及び必要な各種資料等の作成を行
括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		う。
たっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必要がある。 下記業者は「教育・子育で施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8. ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 日 ※ 契約金額 「3,838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課	選定理由	本業務は、令和5年度:契約番号62号「教育・子育て施設への包
要がある。 下記業者は「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名称八千代エンジニヤリング株式会社事業統括本部住所台東区浅草橋5-20-8 ※契約年月日 令和6年4月月日 ※契約金額 「3/838,000 円 (消費税を含む)契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担当課 子ども部子ども施設課		括管理委託導入検討支援業務」を継続して行うものであり、実施にあ
下記業者は「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課		たっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つ必
を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 名		要がある。
知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住 所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 「3,838,000 円 (消費税を含む) 契約 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課		下記業者は「教育・子育て施設への包括管理委託導入検討支援業務」
する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。 併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名称八千代エンジニヤリング株式会社事業統括本部住所台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和6年4月月日 ※ 契約金額 13,838,000 円(消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担当課 子ども部子ども施設課		を令和5年度に競争入札にて受託しており、当該業務の検討状況を熟
て、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。 併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部住所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 月 日 ※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課		知し、それを踏まえての支援業務が可能である。また、当該業務に関
### 併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続することにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。 令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方に指定する。		する区の状況等も十分に把握しており、精度の高いアドバイスに加え
ることにより事前準備等の履行期間の短縮が図られ、経費面においても有利と考えられる。		て、区の意向に沿った支援業務や計画全体の進捗管理が可能となる。
も有利と考えられる。		併せて、当該業務のタイトなスケジュールのなかで、業務を継続す
令和5年度の業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部 住 所 台東区浅草橋5-20-8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 13/838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課	•	
相手方に指定する。 契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部 住 所 台東区浅草橋 5 - 2 0 - 8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額		も有利と考えられる。
契約の相手方 名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部 住 所 台東区浅草橋 5 - 2 0 - 8 ※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課		
住所台東区浅草橋5-20-8 ※契約年月日 令和6年4月月日 ※契約金額 「3,838,000円(消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担当課 子ども部子ども施設課		相手方に指定する。
※ 契約年月日 令和 6 年 4 月 / 日 ※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担 当 課 子ども部子ども施設課	契約の相手方	名 称 八千代エンジニヤリング株式会社 事業統括本部
※ 契約金額 13,838,000 円 (消費税を含む) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 担当課 子ども部子ども施設課		住 所 台東区浅草橋 5 - 2 0 - 8
契約期間令和6年4月1日から令和7年3月31日まで担当課子ども部子ども施設課	※ 契約年月日	令和 6 年 4月 1日
担 当 課 子ども部子ども施設課	※ 契約金額	13,838,000 円 (消費税を含む)
	契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
根 拠 規 程 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	担当課	子ども部子ども施設課
	根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表 項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい